

令和5年 第4回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年4月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長代理
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時15分 会長代理
5. 議長 会長代理 中島 勝
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	欠席	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	出席	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参与者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長代理	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第4回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に2番委員並びに3番委員を指名いたします。 本日会長が欠席のため、議長を務めさせていただきます。それでは議事に入ります。
議長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について審議いたします。番号1, 2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	3条の番号1, 2の説明前に、審議に関連する報告をさせていただきます。 40ページの第1号報告事項をご覧ください。2アール未満の農業用施設の届出についてでございます。小規模な(200㎡未満)農業用施設設置には届出を行うことで、農地転用許可が不要となるものです。 次ページをご覧ください。申請人は町内でブルーベリー観光農園等を行っている方です。届出のトラクター置場ですが、自宅敷地内の駐車スペースがなくなったため、新たに設置することとしたそうです。 次ページをご覧ください。配置図と現地の写真です。配置図の、物置と母屋のある土地と、△△△△-△番地の3筆が届出者の所有地となっております。赤枠箇所に届出の施設が設置されています。 既に施設が設置されていることについて、今回、農地取得にあたり指摘され、手続きが必要であることを知ったとのこと。今後は気を付けるとのこと。始末書が提出されています。報告事項は以上でございます。
議 長	ただいま事務局より説明がありました報告事項の件について、農業委員・推進委員の方で意見、質問がある方は挙手をお願いいたします。1番委員。
1番委員	この土地は青地・白字どちらになりますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	この土地については白字になります。
1番委員	写真を見るとカーポートに見えます。明らかに違反しているのではないかと思います。いつ頃建てられたのでしょうか。
事務局	いつ頃建てられたかは伺っておりませんが、令和3年の時の航空写真では、建っています。
1番委員	3条の申請にあたり事後報告で届出をしていますが、3条の申請前にこういっ

	たものは是正してから申請していただきたいのが私の意見です。
議 長	事務局は改めて農地法第 29 条の第 1 項第 1 号の農業用施設の届出の説明をお願いします。
事務局	農地法第 29 条の第 1 項第 1 号については 2 アール未満の小規模な農業用施設設置には届出を行うことで、農地転用許可が不要となるものです。 ですので、届出を受理しないというのは難しいと思っております。そのため、この届出があった上で 3 条の審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
1 番委員	私は、これを農業用施設として見るのは難しいと思いますので撤去してから申請をしていただきたいと思います。
議 長	撤去してからという意見が出ておりますが、行政処分等で撤去できるのでしょうか。
事務局	ご本人としては農業用施設のトラクター置場と言っているのですが、これが農業用施設ではないという判断は委員の皆様にしていただきたいと思います。
議 長	農業委員・推進委員の方で意見、質問がある方は挙手をお願いいたします。大沢 2 番。
推進委員 大沢 2 番	こちらは農業委員会の方から行政指導等はしているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	先月 3 条の申請があったときに事務局の方で現地確認したところ、農地にこういったものが設置してあるのを発見したため、申請人の方には、農地にこういったものがあると 3 条の許可は難しいと伝えさせていただきました。その後申請を

	取り下げ、今月に農業用のトラクター置き場として使っているとのことで農業用施設の届出と一緒に3条の申請書を提出されました。ですので、これが農業用施設として見てもよいか判断が難しいところですので、委員の皆様から意見を頂けたらと思います。
議 長	農業委員・推進委員の方で意見、質問がある方は挙手をお願いいたします。6番委員。
6 番委員	撤去等の是正してからの申請と厳しい意見が出ていますが、違反であればすぐ是正させる措置をしなければと思います。しかし今回は、後付けの申請ですが、本人が農業用のトラクター置き場として使っているとのことですので、本人の申請を信頼して農業用施設として見てもいいのではないかと私は思います。参考までに申請地の現在の課税状況を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今回初めて農地に建物があると発見されたので、おそらくですが、現在は農地の課税になっていると思われます。
議 長	報告事項の現地を見ると確かに車庫なものに見受けられるのですが、3条申請に伴ってそれが発覚し、本人が農業用施設として法律の範囲内で届出を行ったというのが今回の申請であります。過去もこういった案件があったときは、事後報告ですが、分かった時点で届出をしていただいて申請していただくという運用をしていたと思います。本来であればまっさらには是正していただきたいところではありますが、そういった過去の運用を考えると、温情をもって今回も法律のとおり農業用施設の届出ということで受理してもいいのではないかと思います。皆様どうでしょうか。意見のある方は挙手をお願いします。5番委員。
5 番委員	本人には、農業用トラクター以外は置かないようにと伝えていただけたらと思います。
議 長	事務局より申請者に伝えてください。

事務局	その他の農業委員・推進委員の方で意見、質問がある方は挙手をお願いいたします。 意見、質問がないようですので、報告事項は以上とさせていただきます。 続いて事務局は農地法第3条の番号1，2の説明をお願いします。 農地法第3条に規定による申請について説明させていただきます。 先月の総会の際にもお伝えさせていただきましたが、今年度4月1日より農地法第3条の農地取得の際の許可要件である下限面積要件が廃止されました。国は農業者の減少・高齢化が加速する中、担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規参入するもの兼業で農業を営むもの、地域内外から取り組むことが重要であり、これらの者の農地利用を促進する観点から面積要件が廃止されたということです。 ですが、今回廃止されるのは下限面積要件のみですので、他の要件である農地のすべてを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地に支障がないことの3点を審議していただくことになります。よろしくお願いいたします。 では番号1，2を説明させていただきます。番号1，2は受人が同一であるため一括審議をお願いいたします。 3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇 渡人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇〇〇 土地の所在大字〇〇字〇〇△△△△番 地目 畑 面積 358㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 10,447㎡ 借受地0㎡ 貸付地4,652㎡ 取得状況 令和3年1月26日相続 不耕作無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.3キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 続きまして番号2をご覧ください。 受人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇 渡人 〇〇〇〇〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇 土地の所在大字〇〇字〇〇△△△△番△ 地目 畑 面積 622㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 10,447㎡ 借受地0㎡ 貸付地4,652㎡ 取得状況 令和4年4月9日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.3キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 4ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。 申請地は大字〇〇字〇〇地内にあり、現在は△△△△番には梅の木が植わっており、△△△△番は保全管理されております。 受人は現在71歳の専業農家で、妻と子と農業に従事しております。主な栽培作物
-----	--

	はブルーベリー、ミカン等の果樹で、申請地に隣接した土地を所有しており果樹を栽培しております。 申請に至った理由ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため、受人は隣接している土地を取得し、果樹類の生産向上を図るとのことです。 以上番号１，２の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	３条番号１，２を審議いたします。５番委員より補足説明をお願いいたします。
５番委員	受人は、草の管理等しっかりと行っている方です。申請地を取得する件については良いことだと思います。また、申請地を現地確認したところ、重機が入り篠や木を片付けているようです。ご審議をお願いします。
議 長	次に、推進委員松久１番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 松久１番	特に意見はありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	その他推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久２番
推進委員 松久２番	先月、申請取消になった件ですが、なぜ取消になったのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	先月申請が取消になった理由ですが、先月申請があったときに事務局が受人の所有農地を現地確認したところ、先ほどの報告事項でありました農地に車庫のようなものがあったため、受人に農地にそういったものがあると許可は難しいということをお伝えさせていただきました。その後、受人より取消の連絡があり、今月農業用施設の届出と一緒に３条の申請をされました。
議 長	その他推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。

	次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 6 番委員。
6 番委員	参考までに今回の申請の売買価格はいくらで取引されるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地二件とも△△△△△△円で売買されるとのことです。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1、番号 2 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員 6 名挙手)
	賛成多数につき、許可と決定します。
	3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1、番号 2 の案件につきましては許可と議決されました。
	第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 ○○市○○町○○△△△△番地△ ○○○○○○○○○△△△△ ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○ △△△番△ 畑 1 筆 3 4 7 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 公務員 新設 1 棟 5 8 . 4 2 m² 2 階建て

	取得状況 平成16年12月24日 贈与 仮登記・抵当権 無 位置 第3種農地 農用地区域外 宅地から1m 7ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は〇〇市内のアパートにて、妻と子と3人で暮らしています。現在住んでいるアパートは部屋数も少なく、狭いため、今後の育児のことなども考え、現在より広い住宅に引っ越したいと考えていたそうです。 申請人の勤務地に近く、また、実家が美里町にあることもあり、美里町で土地を探していたところ、申請地を紹介されたそうです。 道路接続については、申請地北に町道があり、歩道を含め幅員11mです。 北側町道から水道と、道路側溝へ排水を接続する予定です。 建物は新築1棟2階建てで建築面積58.42㎡です。 6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。 農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。 5条の規定による番号1を審議いたします。9番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
9番委員	現地を確認しましたが特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久4番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 松久4番	特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久2番
推進委員 松久4番	申請地を確認したとき看板がなかったようでしたがありましたか。
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	先日事務局が確認しに行ったときは、看板は立ててありました。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。
	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。4番委員。
4番委員	申請地は道路より下がっているようですが、土盛りは行うのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	コンクリートブロックを設置し、土盛りを行うと聞いております。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 ○○市○○町○○△△△番地△△ ○○○○△△△ ○○ ○○・○○ ○○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○○ 土地の所在 大字○○字○ ○ △△番△、△△番△ 畑 2筆 499㎡ 転用目的 自己用住宅 権利 内容 所有権 申請内容 職業 会社員・会社員 新設 1棟 57.25㎡ 2階建て 物置20㎡ 取得状況 令和3年10月6日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から7m

	9 ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は〇〇市内のアパートにて、妻と子と3人で暮らしています。今後の育児や生活のことを考え、マイホームを検討し、土地を探し始めたそうです。 土地を検討する際に、実家が都内にあるので高速の利用頻度が高く、スマートインターが近いことや勤務地に近いこと、また、自然豊かな景観も気に入り、美里で土地を探していたところ、今回の土地が見つかり申請に至ったそうです。 道路接続については、申請地西の6.1 m道路に水道と集落排水を接続することです。 建物は新築2階建て、建築面積は57.25㎡、物置20㎡の予定です。 6 ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。 5条の規定による番号2を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。
9 番委員	先月農地転用の申請のあった土地の隣ですので特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久4番	特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	その他推進委員の方から意見はありましたら挙手をお願いします。松久2番。
推進委員 松久2番	△△番△は進入路として使うようですが、△△番△はまだ農地のままで、細く見えます。住宅を建てるのに問題はないのでしょうか。進入路にあたる部分は何メートルありますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	おそらく△△番△も今後転用の申請がでてきて△△番△と一緒に進入路として使うと思いますが、建築確認では宅地の部分が道路に2メートル接していれば建物は立てられるようです。建設課に確認したところ建築確認は問題ないとのことですので2メートル以上あると思われます。
議 長	その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。大沢2番。
推進委員 大沢2番	受人が共有名義になっていますが、固定資産税等の税金は個々に請求するのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	一般的には、共有名義の建物についての固定資産税は、共有名義宛の所有者に、請求します。それに対して共有者の片方が全額払っても、両者が半分ずつ払ってもいいことになっております。
議 長	その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。
5番委員	集落排水を利用するとのことですが、排水路が長く勾配が大変だと思いますが、深いところに集落排水の管があるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	集落排水の管路の埋設深までは、把握しておりませんが、勾配が足りるように土盛りは行うとのこと。

議 長	その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。3番委員。
3番委員	進入路にあたる部分は、何メートルありますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	正確な数字は分かりませんが、建設課に確認したところ建築確認は、問題はないと聞いておりますので2 m 以上あると思われます。
議 長	その他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1番委員
1番委員	集落排水に接続するにあたり、費用はどれくらいかかるのですか
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	集落排水の加入金につきましては、50万円とのことでございます。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長	農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。
議長	第3号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について説明させていただきます。11ページをご覧ください。町から農地中間管理事業 阿那志・関地区外8地区における農用地利用集積計画（案）が作成されました。 本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。 なお、集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。 それでは、議案書12ページの阿那志・関地区から順に説明させていただきます。利用権の期間、種類 令和5年～令和15年の10年間・賃貸借、面積 田 3,458㎡ 畑 4,964㎡ 計 8,422㎡、貸手4、借手1、筆数7、借賃 1反あたり3,000円～4,000円。13ページをご覧ください。こちらが阿那志・関地区の内訳となっております。ご確認の程よろしく願いいたします。 続いて、議案書14ページをご覧ください。こちらは下児玉地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和5年～令和15年の10年間・賃貸借、面積 田 4,201㎡ 計 4,201㎡、貸手2、借手1、筆数2、借賃 1反あたり4,000円。15ページをご覧ください。こちらが下児玉地区の内訳となっております。 続いて、議案書16ページをご覧ください。こちらは関地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和5年～令和15年の10年間・賃貸借、面積 畑 6,608㎡ 計 6,608㎡、貸手5、借手1、筆数5、借賃 1反あたり3,000円。17ページをご覧ください。こちらが関地区の内訳となっております。 続いて、議案書18ページをご覧ください。こちらは古郡地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和5年～令和15年の10年間・賃貸借、面積 田 4,209㎡ 畑 4,696㎡ 計 8,905㎡、貸手2、借手1、筆数5、借賃 1反あたり3,000円～4,000円。19ページをご覧ください。こちらが古郡地区の内訳となっております。 続いて、議案書20ページをご覧ください。こちらは広木・駒衣地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和5年～令和15年の10年間・賃貸借、面積 田 7,817㎡ 計 7,817㎡、貸手4、借手1、筆数7、借賃 1

	反あたり 6, 500 円。21 ページをご覧ください。こちらが広木・駒衣地区の内訳となっております。 続いて、議案書 22 ページをご覧ください。こちらは根木・阿那志地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 6, 684 m² 畑 3, 069 m² 計 9, 753 m²、貸手 4、借手 1、筆数 8、借賃 1 反あたり 4, 000 円。23 ページをご覧ください。こちらが根木・阿那志地区の内訳となっております。 続いて、議案書 24 ページをご覧ください。こちらは十条地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 1, 661 m² 計 1, 661 m²、貸手 1、借手 1、筆数 1、借賃 1 反あたり 4, 000 円。25 ページをご覧ください。こちらが十条地区の内訳となっております。 続いて、議案書 26 ページをご覧ください。こちらは小茂田地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 7, 179 m² 計 7, 179 m²、貸手 1、借手 1、筆数 4、借賃 1 反あたり 4, 000 円。27 ページをご覧ください。こちらが小茂田地区の内訳となっております。 続いて、議案書 28 ページをご覧ください。こちらは沼上地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 9, 042 m² 計 9, 042 m²、貸手 4、借手 1、筆数 8、借賃 1 反あたり 4, 000 円。29 ページをご覧ください。こちらが沼上地区の内訳となっております。以上が、第 3 号議案になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	広木・駒衣地区だけ賃料が高いのはなぜですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	広木・駒衣地区だけ賃料が高い理由ですが、平成 26 年にこの地区を重点地区として農地中間管理事業を推進した際に、その地区の担い手に集まっていただき事業を利用する際の賃料を話し合って決めていただいたため他の地区より少し高くなっているようです。

推進委員 松久 2 番	他の地区は賃料が統一されておりますのが、この地区も賃料の見直しはあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	令和 6 年が広木・駒衣地区の更新時期となっておりますが、その際に再度賃料の話し合いもしていただきます。その中で他の地区と合わせて賃料を下げる可能性もあると思われます。
推進委員 松久 2 番	ある程度賃料は町で統一した方が耕作者にとってもいいと思います。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	委員から賃料が統一できるようにと意見があったので、地区の話し合いでその旨をお伝えさせていただきたいと思います。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。3 番委員。
3 番委員	用水費とパイプラインの組合費は、誰が負担しているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地中間管理事業を利用すると水利費につきましては耕作者負担に切り替わり、美里町用排水管理組合費については引き続き地主負担となっております。

議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 2 番委員。
2 番委員	地区ごとの畑の賃料ですが、一反当たり 3, 0 0 0 円のところもあれば 0 円のところもあり賃料にばらつきがありますが、これも地域の話し合いで決まった賃料なのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	こちらにつきましてもその地区の担い手に集まっていただき、話し合いで決まった賃料になります。
	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 1 番委員。
1 番委員	賃借期間が 1 0 年とのことですが、パイプラインが老朽化しているので、その管の大規模な入れ替え工事があると思いますが、その際に費用が掛かると思います。それを踏まえたうえでの賃料設定なのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局長	農地所有者には美里町用排水管理組合費負担金を一反当たり 1, 0 0 0 円徴収しております。基本的には管が破裂した等、通常の修繕工事につきましては、その負担金から修繕費用に充てさせております。ですが 1 番委員の言うように大規模な漏水等の修繕につきましては、負担金をいただくのではなく、町の方で予算を計上し、補助金を活用しながら修繕対応させていただく予定でございます。
議 長	他に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。 第４号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。 事務局 ３０ページをご覧ください。こちらについては、先ほど第３号議案で決定された、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に農地中間管理機構が集積した農地を再配分する計画の（案）になります。 本議案については、法律（農地中間管理事業の推進に関する法律：１９条）で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、促進計画の案のとおり農地中間管理機構から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。よろしくお願いいたします。 ３１ページをご覧ください。こちらは阿那志・関地区の促進計画案になります。この促進計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者（耕作者）の氏名、住所が記載されております。その右隣に賃借権の設定を受ける土地の（地番等）の情報、その隣に現在、中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては中間管理機構が初めて耕作者に配分する土地になります。その右に設定する権利の内容（期間や借賃等）が記載されておりますのでご確認くださいと思います。 ３２ページが関地区の計画（案）、３３ページが関地区の計画案、３４ページが古郡地区の計画案、３５ページは広木・駒衣地区の計画案、３６ページは根木・阿那志地区の計画案、３７ページは十条地区の計画案、３８ページは小茂田地区の計画案、３９ページが沼上地区の計画案となっております。ご確認の程よろしくお願いいたします。 以上、第４号議案になります。ご審議をお願いいたします。 議長 農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。
--	--

次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。
質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について、意見なしと回答していいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

（農業委員全員挙手）

賛成全員につき、意見なしと決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かせていただきます。慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、第4回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月25日

議 長

署名委員

署名委員